

遊 佐 町 長 時 田 博 機 殿
遊佐町教育委員会委員長 渡 邊 宗 谷 殿

統合新校開校に係る要望書

平成26年度に開校が予定されている統合新校について、別紙のとおり要望いたします。

平成25年3月16日

稲川小学校・西遊佐小学校統合新校開校準備委員会
会 長 佐 藤 正 光

I. 校名について

新校の所在地は旧藤崎中の跡地でもあり、かつて両小学校から進学していた中学校の名称を引き継ぐのは自然なことである。

歴史的にも意味の深い名称である。遊佐町史資料によれば、延享(えんきょう)3年(1745年)ようやく西山の植林事業が功を成し14、5軒の集落ができた頃、藤の枝のように永く久しくからみ合って栄えるようにと名付けられたのが藤崎村であった。その後、南は茂り松から北は下モ山に至るまで6kmに亘る街村の名称として親しまれ、明治から大正にかけては養蚕で栄えるとともに酒田と吹浦を結ぶ酒田街道の要所である中継場(なかつぎば)としても賑わいを極めた。

以上のことから、校名については「藤崎小学校」とされたい。

＜全国同名校＞ 青森県南津軽郡藤崎町立藤崎小学校
千葉県習志野市立藤崎小学校
神奈川県川崎市立藤崎小学校

II. 校歌について

外部の専門家に依頼し、稲川小、西遊佐小、旧藤崎中の3校歌を参考にされたい。

III. 校章について

旧藤崎中の校章は、藤の花をモチーフにしており、校名を代表するにふさわしい図案である。この旧藤崎中の校章の「中」という文字を「小」に直して使用されたい。

IV. 運動着について

学校部会内に設置された稲川小学校・西遊佐小学校統合新校運動着選定委員会において採用されたものを、平成25年度から着用できるようにされたい。

V. 通学の安全確保について

○重点事項

- 1 通学路変更の認可
- 2 児童が安全に通学できるための通学路整備の充実
- 3 スクールバス運行管理の改善
- 4 通学路除雪作業等の保護者負担の軽減
- 5 児童の体力を考慮した徒歩通学範囲の設定

○具体的な要望事項

1 通学方法について

「通学時における小中学校児童生徒のスクールバス乗車方針」(H21.10.7)
に基づいたバス通学と徒歩通学の集落単位による基本的な棲み分け

<現西遊佐小学区>

- ・ 全ての集落児童に関し通学方法と通学路を新たに起こす。
- ・ バス通学①(集落名)…「服部興野」「比子下モ山」
既存の「スクールバス第3路線十里塚線」(町営バス混乗)を利用、「稲川小学校前第2停留所」で下車し学校に至る。
- ・ バス通学②(集落名)…「茂り松」「白木」「青塚」「上藤崎1区」「上藤崎2区」
小学生登下校専用マイクロバス運行(新規)による対応。現行の「スクールバス第8路線茂り松線」を一部経路変更し、現行路線に添って「上藤崎停留所」まで走行、その後北進し、統合新校に至る。
- ・ 徒歩通学(集落名)…「大谷地」「中藤崎」「西谷地」

<現稲川小学区>

- ・ 一部地区を除き、通学方法と通学路は現行のとおりとする。
- ・ 冬期間のみ、「宮田」集落児童をバス通学とする。

2 徒歩通学路について

(1) 通学路の新設・変更 (別紙略図のとおり)

(2) 通学路の整備

①舗装、転落防止柵設置、街路灯設置

- ・ 藤崎橋(庄泉字西谷地、選果場北西)より統合新校脇を經由し田地橋(江地字田地下)までの西通川に沿った農道
- ・ 県道吹浦酒田線と西通川を結ぶ西谷地159-5共和産業横の道

- ② 統合新校から東進し、突き当りT字路交差点（増穂字南田）までの区間における暴風フェンス及び歩道の新設
- ③ 新設・変更する通学路全区間における冬期間の除雪

3 スクールバス運行管理に関して

(1) 路線変更・新設

- ① 茂り松線の一部変更路線増設（小学生登下校専用マイクロバス）

〈上り〉「茂り松停留所」始発 7:35 のマイクロバス便を新設

〈下り〉「学校」始発 15:00、16:30 の2便新設

- ② 宮田字東家妻より宮田橋を経由して統合新校までの路線新設（冬期間のみ）

〈上り〉始発 7:20 の便を新設

〈下り〉「学校」始発 15:30、16:30 の2便新設

(2) その他の路線

- ① 十里塚線（混乗）

変更なし。但し、〈上り〉〈下り〉とも、最大15人程度増える見込み。

- ② 稲川線（混乗）

〈上り〉〈下り〉とも変更なし。

(3) 乗降場所の変更はなし

4 安全対策未了の場合の暫定的な措置

徒歩通学路整備未了の際のスクールバス手配

別紙略図

～通学路の新設・変更～

